

2022 (令和 4) 年 7 月 22 日

国家公安委員会

委員長 二之湯 智 様

委員 竹部 幸夫 様 (安藤裕子様交代)

委員 小田 尚 様

委員 櫻井 敬子 様

委員 横島 裕介 様

委員 宮崎 緑 様

殺人事件被害者遺族の会 (宙の会)

会 長 小林 賢二

代表幹事 高羽 悟

(他 宙の会 遺族一同)



国家公安委員会宛て要望書 (令和 4 年 3 月 5 日郵送「DNA 捜査に関する法制化」追伸

去る 3 月 5 日、命の大切さを守り切る治安の訴えとして、殺人事件に対する抑止効果の観点から「DNA 捜査の法制化」の要望書を郵送致しました。

何らの返信が届かない中、先ず国家公安委員会事務局の警察庁からどのようなコメント付きで二之湯委員長及び 5 委員の先生方に届いたのでしょうか。

今回の安倍元総理に対する事件から、警察庁を管理する国家公安委員会としてどのように受け止めているのでしょうか (二之湯国家公安委員長の「要人の警護警備に責任を持つ警察を主管する大臣として非常に重く受け止めている」との報道には接しています)。

宙の会遺族は、加害者責任に対する感情や法制度の現況 (憲法上加害者権利が 10 箇条に対し被害者権利条項無し) を踏まえても、一様に「何故、被害に遭うことを家族として防げなかったのか」という自責の念を冒頭に感じております。

昭恵夫人も心のどこかに同じような思いを持っておられるのではないのでしょうか。

私たちは、一人でも殺人事件の遺族になって欲しくないという思いで、考えられる一つ一つに『動けば風は起きる』と信じて活動しています。向き合う相手は、先ずは警察側となりますが、一部の警察官を除いては捜査に対する熱意がなく漫然と動いていると感じることが多くなっています。直近では、コロナ禍を奇貨としていたずらに時を過ごしている風潮も見受けられます。

長期未解決事件の取組みの中で、DNA 捜査の重要性が増しているにもかかわらず、依然

としてDNA型捜査範囲に留まり、犯人の民族性を含む遺伝子に関する領域には水面下で限られた研究範囲で動いているようにも感じられます。

限られた民族性情報の報道についても「漏れた情報だからチラシ掲載は控えてくれ」と苦言を呈してくる状況にあります。

そのような警察対応に対し、報道側も警察への忖度が見受けられます。

よって、宙の会としては、活動の流れを直接にホームページ等を介して発信することに致しました。(本件追伸も要望書同様HP掲載致します)

今回の安倍元総理の殺人事件に接して、警察側の治安責任を果たす為に、巡回連絡制度の復活を是非全うして頂きたいと強く提言致します。警察庁を管理する国家公安委員会として、巡回連絡制度の実施状況を精査して、治安責任の実効性を高めて頂きたいと願います。

これまで日本は、世界一安全な都市とも言われ、治安の良い国と見られてきました。その要因として、島国及び単一民族等環境もありましたが、警察活動の交番制度における巡回連絡制度は治安維持の大きな要因と考えられてきました。

何処に誰が住んでいるのか、その人はどういう人なのか、その人に何かあった際は誰に連絡したらよいか、という実態把握が肝要です。

行政面におけるマイナンバー制度の普及や国勢調査及び住民登録制度は、統計上又は書面上の確認把握です。

実際そこにどういう人が住んでいるのかという実態把握手段は、警察官の面談に基づく巡回連絡制度が実効性を伴うものと考えます。

未解決事件の指名手配犯人はどこかに住んでいます。犯人の似顔絵人物もどこかに住んでいます。今回の山上容疑者は1年位前から犯行準備をしていたという報道が出ています。

巡回連絡制度は、一般住宅は2年1回以上、アパート・マンション等は半年に一回以上訪問する制度となっています。共同住宅に住んでいた山上容疑者は2回以上の警察官訪問、同様に隣室等への訪問も考えると、何らかの兆し情報を警察側がキャッチできる機会はあったと考えられます。

今回の事件検証から、現場の警備体制及び警護要員の練磨等発生時の対策強化は示されると考えますが、それ以前の兆し把握の実態把握方策はどの程度示されるか。もし、現場対応策のみとすれば、国葬及びG7会議等今後の重要警備情勢のみならず、かけがえのない命が奪われる計画的犯行を根本のところで防止する困難性は低くならないと憂いところです。

逮捕状が発布され、執行直前に停止判断を指示した現長官の忖度とも言える資質が、警察

全体の付度姿勢を覆っていないだろうかと、DNA捜査の法制化活動を通して警察側と向き合うなか痛切に感じています。

要望書の中でも訴えましたが、「遺族同等の心境を共有して頂きたい」と切に願い、再度追伸形式で文書送付させていただきます。